

### 3 - 1 土地立入関係法令一覧



## 土地立入関係法令一覧

法令名	条	条文見出し
測量法 測量法施行規則	15 18 39 63 1の2	土地の立入及び通知 土地等の一時使用 基本測量に関する規定の準用 罰則 土地の立入りの身分証明書の様式
土地収用法 土地収用法施行規則	11 12 13 15 143 1	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 証票等の携帯 罰則 証票及び許可書の様式
道路法 道路法施行規則	66 67 101 5	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 罰則 証票の様式
河川法 河川法施行規則	89 103 35	調査、工事等のための立入り等 罰則 証明書の様式
海岸法 海岸法施行規則	18 42 6	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償 罰則 証明書の様式
都市計画法	25 26 27 92	調査のための立入等 障害物の伐採及び土地の試掘等 証明書等の携帯 罰則

法令名	条	条文見出し
土地区画整理法	7 2 7 3 1 3 9	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰 則
住宅地区改良法	2 0 2 2 3 7	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書等の携帯 罰 則
宅地造成等規制法	4 6 2 4	測量又は調査のための土地の立入り 証明書等の携帯 罰 則
都市再開発法	6 0 6 2 1 4 2	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書等の携帯 罰 則
下 水 道 法	3 2 4 7	他人の土地の立入又は一時使用 罰 則
地価公示法 地価公示法施行規則	2 2 2 8 5	土地の立入り 罰 則 身分証明書の様式
地すべり等防止法 地すべり等防止法施行規則	6 1 6 5 3 2	調査のための立入 土地の立入等 罰 則 証明書の様式

## 土地立入り関係法抜粋

### 〔測量法〕

#### (土地の立入及び通知)

**第 15 条** 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3. 第 1 項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
4. 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

#### (基本測量に関する規定の準用)

**第 39 条** 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条及び第 23 条から第 26 条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。

**第 63 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 正当の理由がなくて基本測量又は公共測量の実施を妨げた者
- (2) 第 15 条第 1 項（第 39 条において準用する場合を含む）の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者
- (3) 省略

### 〔測量法施行規則〕

#### (土地の立入りの身分証明書の様式)

**第 1 条の 2** 法第 15 条第 4 項（法第 39 条において準用する場合を含む）の規定による証明書の様式は、別表 1 の 2 のとおりとする。

### 〔道路法〕

#### (他人の土地の立入又は一時使用)

**第 66 条** 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有

者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4. 日出前及び日沈後においては、占用者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
5. 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを呈示しなければならない。
6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。
7. 第5項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### (立入又は一時使用の受忍)

**第67条** 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前項第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

**第101条** 次の各号の一に該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1)～(5) 省略
- (6) 第67条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- (7) 省略

#### 〔道路法施行規則〕

##### (証票の様式)

**第5条** 法第66条第7項の規定による証票の様式は、別記様式第6とする。

#### 〔河川法〕

##### (調査、工事等のための立入り等)

**第89条** 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、1級河川、2級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行なうためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該

土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4. 日出前及び日没後においては、占用者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
5. 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
8. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
9. 省略

**第103条** 次の各号の1に該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 第89条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

〔河川法施行規則〕

(証明書の様式)

**第35条** 省略

2. 省略

3. 法第89条第5条の証明書の様式は、別記様式第19とする。

〔海岸法〕

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

**第18条** 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調

査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3. 日出前及び日沈後においては、占用者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入ってはならない。

4. 第1項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならぬ。

6. 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7. 海岸管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8. 省略

9. 第4項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

**第42条** 次の各号の1に該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 第18条第6項の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

(3)～(7) 省略

**[海岸法施行規則]**

**(証明書の様式)**

**第6条** 法第18条第9項の規定による証明書の様式は、別記様式第3（法第6条第2項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって法第18条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第4）とする。

## 2. 省略

### [地すべり等防止法]

#### (調査のための立入)

**第6条** 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4. 日出前及び日沈後においては、占用者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
5. 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
8. 国は、第1項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
9. 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
10. 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条規定による裁決を申請することができる。
11. 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

**(土地の立入等)**

**第 16 条** 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 第 6 条第 2 項から第 11 項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。

この場合において、同条第 8 項から第 10 項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

**第 53 条** 次の各号の 1 に該当する者は、6 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 6 条第 7 項（第 16 条第 2 項又は第 45 条第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に違反して土地の立入り若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

(2) 省略

(3) 省略

**[地すべり等防止法施行規則]**

**(証明書の様式)**

**第 2 条** 法第 6 条第 11 項の規定による証明書の様式は、別記様式第 1 とする。

2. 法第 16 条第 2 項において準用する法第 6 条第 11 項の規定による証明書の様式は、別記様式第 2（法第 10 条第 2 項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第 16 条第 1 項の権限を行う場合にあっては、別記様式第 3）とする。

3. 法第 22 条第 4 項の規定による証明書の様式は、別記様式第 4（法第 10 条第 2 項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第 22 条第 1 項の権限を行う場合にあっては、別記様式第 5）とする。

4. 法第 45 条第 1 項において準用する法第 6 条第 11 項の規定による証明書の様式は、別記様式第 6 とする。

**(損失の補償の裁決申請書の様式)**

**第 3 条** 地すべり等防止法施行令（昭和 33 年政令第 112 号）第 1 条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第 7 とし、正本 1 部及び写し 1 部を提示するものとする。